

私の育休報告

大変だった第一子誕生直後、でもそれ以上に…

当会会員 水谷 繁幸 (61期) ●Shigeyuki Mizutani

当会では、2歳未満の子を養育する会員に対し、子の誕生日から2年以内に申請することにより、性別を問わず、6か月分（多胎出産の場合は8か月分）の会費免除を行っていますが、会費免除を受けた会員は、報告書を提出することが義務付けられています。

本コーナーでは、当該免除制度を利用した会員の報告書を御紹介します。各会員が実りある育休期間を過ごし、スムーズに業務復帰するための参考としていただければと思います。

昨年7月20日に第一子が誕生しました。妻は妊娠前から会社勤務を辞めフリーランスとして翻訳業をしていましたので、妊娠後も従前どおりの生活をしていましたが、やはり妊娠8か月頃になるとお腹が大きくなり、普段の家事にも支障を来すようになりました。無痛による計画分娩を予定していましたので、仕事に関しては予定日とその翌日は打合せを入れられないようにした以外には、出産前に特段の調整は不要で、多少、私の分担する家事が増える程度で苦勞もありませんでした。

しかし、出産後、1か月程度、妻はほぼ動けず、私も妻も実家が遠方のため、炊事を含め私がほぼ担当し、子どもの世話も併せ、生活自体に苦痛を感じる状況でした。お盆休みが重なったのは幸運でしたが、毎日午後6時過ぎには家に帰るようにしたため余り仕事もできず、また、正直、子どもを可愛いとも思えなかったもので、どうしても義務的に接していたと思います。

私の父は税理士を開業しており、私が生まれて5歳になるまでほぼ世話をしたことはなく、乳児の頃に愛着はなかったとのことなので、自分も同じようになるかと当初考えていました。しかし、そのような生活が2か月程度続くと、次第に子どもに愛着がわいてきました。恐らく非常に多くの時間を子どもと一緒に過ごしたからだと思います。そうすると、

今度は、むしろ子どもとずっと一緒にいたいと思うようになります。このような事態は想定外ですが、長い時間を子どもと過ごせたからだだと思います。

現在でも特段宴席などなければ午後6時過ぎに家に帰ります。収入も産後3か月くらいは減少しましたが、現在では出産前の水準に戻ってきています。

工夫したことですが、事務所にいるときもクライアントとは努めて携帯電話で連絡をとることにし、また、子どもが生まれたことを積極的に伝えました。そうすると、事務所を不在にすることが多くとも、緊急の際にはいつでも弁護士と連絡ができる安心感を与えながら、子どもがいることで、書面の返答が多少遅れてもクライアントも寛容になれるとの効果があったものと思います。

子どもが生まれたことで、もちろん大変なことも多くありますが、それ以上に、いわゆる派手な生活で得られるそれよりも、大げさではなく人生が幸福であると感じることができるようになりました。これから育児を経験する先生方におかれましても、大変ではあれ、極力多くの時間を子どもと過ごすことは非常に実りあるものになると思います。 ■